

部長及び参事官

殿

所 属 長

生企発第294号

平成28年3月18日

30年保存（口訓）

本 部 長

【沿革】 令和4年3月14日生企発第934号改正

高知県警察手数料徴収条例第21条第1項第1号の銃砲刀剣類所持等
取締法に係る事務手数料に関する適用について（通達甲）

高知県警察手数料徴収条例（平成12年県条例第32号。以下「条例」という。）
第21条第1項第1号に規定する銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。
以下「法」という。）の許可等に係る事務の手数料の免除については、条例及び
「高知県手数料徴収条例第21条第1項第1号の手数料徴収免除に関する運用につ
いて（例規）」（平成21年3月30日生環発第216号）に基づき運用しているところ
であるが、高知県警察公文書管理規程（平成27年6月本部訓令第18号）の施行
により公文書種別から例規をなくすることに伴い、当該手数料の免除に関し次の
とおり定め、平成28年4月1日から実施することとしたので、誤りのないように
されたい。

記

1 解釈

(1) 条例第21条第1項第1号アの免除規定

ア 「消防組織法（昭和22年法律第226号）の規定により消防本部又は消防
署に配置される消防職員」とは、同法第11条に規定する消防職員をいう。

なお、消防組織法第19条に規定する「消防団員」及び同法第20条に規定
する「消防団長」は、消防職員には当たらないので注意すること。

イ 「救命索発射銃又は救命信号銃」とは、法第4条第1項第2号に規定す
る救命索発射銃又は救命用信号銃をいう。

(2) 条例第21条第1項第1号イの免除規定

ア 「地域保健法（昭和22年法律第101号）の規定により保健所に配置され
る職員」とは、同法第10条に規定する所長その他所要の職員をいう。

なお、「その他所要の職員」とは、地域保健法施行令（昭和23年政令第
77号）第5条に規定する「医師、歯科医師、薬剤師、獣医師、保健師、助
産師、看護師、診療放射線技師、臨床検査技師、管理栄養士、栄養士、歯
科衛生士、統計技術者その他保健所の業務を行うために必要な者のうち、
当該保健所を設置する地方公共団体の長が必要と認める職員」をいう。

イ 「麻醉銃若しくはと殺銃又はクロスボウ」とは、法第4条第1項第2号に規定する麻醉銃若しくはと殺銃又は法第4条第1項第2号の2に規定するクロスボウをいう。

2 手数料免除申立書

銃砲等の所持許可等に係る申請が条例第21条第1項第1号の規定に該当するときは、当該申請者から別記様式の手数料免除申立書を徴収するとともに、必要に応じて身分証明書等の提出を求めるものとする。この場合において、当該申請に係る銃砲等が複数あるときは、1銃ごとに別記様式の手数料免除申立書を徴収すること。

3 手数料免除時の措置

条例第21条第1項第1号の規定により手数料を免除したときは、当該申請書の余白に「手数料免除」と朱書すること。

別記様式（2 関係）

手数料免除申立書

年 月 日

高知県公安委員会 様

本籍
住所
職業
氏名

このたび、銃砲刀剣類所持等取締法

- 第4条第1項の規定による銃砲等の所持の許可
 第7条第2項の規定による許可証の書換え
 第7条第2項の規定による許可証の再交付
- ）を申請しますが、

この申請は高知県警察手数料徴収条例

- 第21条第1項第1号ア
 第21条第1項第1号イ

に該当しますので、手数料の徴収免除を申し立てます。